

積算内訳書提出における留意事項

建設業法等の一部を改正する法律の施行に伴い、入札における談合等の不正行為の排除、ダンピング受注の防止、入札参加者の積算努力の促進を図る観点から、公共工事の入札時に積算内訳書を提出していただいております。

このたび、その積算内訳書の内容を一部見直しすることとしましたので、提出にあたっては下記内容を十分ご理解の上、お間違いのないようご留意願います。

1. 対象となる入札

入札執行する全ての公共工事を対象とします。

2. 提出方法

積算内訳書は、兵庫県電子入札共同運営システムを通じて提出してください。

3. 積算内訳書の記載内容

- ①商号又は名称並びに代表者氏名、住所
- ②工事番号、工事名、工事場所
- ③工事価格内訳記載項目に対応する金額

4. 様式

積算内訳書の様式は、入札通知又は入札公告時にお示しします。また、ホームページから参考様式をダウンロードすることができます。

5. 注意事項

次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とします。

- ① 積算内訳書が提出されていない場合
- ② 積算内訳書に記載すべき内容に漏れ又は不備がある場合
- ③ 工事価格内訳の合計（工事価格）と入札書記載金額が異なる場合
- ④ 工事価格内訳項目に空欄（ゼロ計上）の項目がある場合
- ⑤ その他積算内訳書に著しい不備がある場合

6. その他

令和8年10月1日以降に入札通知又は入札公告する入札については、見直し後の様式により提出してください。